

令和4年度川西町原油価格・物価高騰対策交付金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 町長は、原油価格や物価の高騰の影響を受け経営環境が悪化している事業者に対し支援を行うため、川西町補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和44年規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で交付金を交付するものとする。

(交付対象者)

第2条 交付金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者とする。ただし、町長が特に必要と認める者についてはこの限りでない。

- (1) 基準日（令和4年7月1日をいう。）において、川西町に住所を有する個人事業主又は本店若しくは主たる事務所の所在地を川西町内として登記している法人である者。ただし、主たる業種が日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）中の中分類において農業、漁業、郵便局、協同組合、政治・経済・文化団体、宗教である者は除く。
- (2) 令和3年分の別表1に掲げる経費（以下「対象経費」という。）の合計額が50万円以上であること。
- (3) 対象経費の合計額が令和3年分の売上高の10パーセント以上であること。
- (4) 申請日現在において、町税等に滞納がなく必要な申告義務を怠っていない者。
- (5) 川西町暴力団排除条例（平成24年条例第7号）第2条第1号から第3号までに定める暴力団、暴力団員及び暴力団等に該当しない者。
- (6) 引き続き事業を継続する意思を有している者。

2 前項ただし書きに規定する町長が特に必要と認める者については、第2号から第6号までの要件のほか、次に掲げるすべての要件に該当する者とする。

- (1) 基準日において、住所を町外に有する事業者のうち町内のみに事業所を有し、事業を行っている者。ただし、主たる業種が日本標準産業分類中の中分類において農業、漁業、郵便局、協同組合、政治・経済・文化団体、宗教である者は除く。
- (2) 川西町民を1人以上雇用している者。
- (3) 住所を有する市町村において、該当する支援策がない者。

3 交付金の交付は同一の申請者に対して一度に限るものとする。

(交付金の額)

第3条 交付金の額は、別表2のとおりとする。

(交付金の交付申請)

第4条 交付対象者が、交付金の交付を受けようとするときは、規則第4条の規定にかかわらず次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 令和4年度川西町原油価格・物価高騰対策交付金交付申請書（様式1。以下「交付申請書」という。）
- (2) 交付金該当確認書（様式2）
- (3) 交付申請書に定める添付書類

(4) その他町長が必要と認める書類

(交付決定及び額の確定)

第5条 町長は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、規則第5条の規定にかかわらずその内容を審査し、交付金交付の可否について決定し、交付対象者に対し令和4年度川西町原油価格・物価高騰対策交付金交付決定通知書及び額の確定通知書(様式3)により通知するものとする。

(実績報告)

第6条 第4条の規定による交付申請書の提出をもって、規則第13条の規定に定める実績報告に代えるものとする。

(交付金の返還)

第7条 町長は、交付金の交付を受けた者が虚偽又は不正な方法によって交付を受けたと認めるとき、又は第2条第2項の要件に該当し交付金の交付を受けた者が、住所を有する市町村において当該年度中に実施する本交付金と目的を同様とする支援に該当する場合には、既に交付した交付金の全部又は一部について期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

別表 1

勘定科目	対象とする経費
水道光熱費	電気料、上下水道料、ガソリン代、軽油代、ガス代 灯油代、重油代
動力費	
燃料費	
車両費	
車両関係費	
旅費交通費	
その他の科目	

別表 2

区分	対象経費の合計額	交付金額
1	50万円以上100万円未満	5万円
2	100万円以上300万円未満	15万円
3	300万円以上600万円未満	30万円
4	600万円以上	60万円